

飲食店等への営業時間短縮要請協力金のご案内

(令和3年8月30日(月)～令和3年9月12日(日))

要請の内容

対象区域	県内全域
対象期間	令和3年8月30日(月)～9月12日(日) 14日間
対象店舗	食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店 ※飲食店等の営業許可を取得しているカラオケボックス等を含む ＜対象外店舗の具体例＞ 宅配・テイクアウト、コンビニ等のイートイン、飲食スペースのないキッチンカー、 宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設、 夜間の長期滞在を目的とした利用が見込まれるネットカフェ・漫画喫茶等
要請内容	営業時間を5時から20時まで(酒類の提供は19時まで)に短縮

協力金の主な支給要件

- 上記対象店舗であること
 - 令和3年8月29日(日)以前から営業し、通常の営業終了時刻が20時を越えていること
 - 要請期間中の全ての日において、20時までの営業時間短縮に協力いただいていること
・通常、20時を越えて営業していた店舗が、期間中、要請を受け、終日休業された場合も対象になります
 - 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること(アクリル板の設置、座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)
 - 飲食を主として業としている店舗(カラオケ喫茶やスナック等)は、終日、カラオケ設備の利用を自粛していること
 - 営業時間短縮又は休業に関するチラシを、店舗内外に掲示すること
- ※協力金の交付後に要件を満たさない事実、虚偽等が発覚した場合は全額返還を求めます

協力金の支給金額

1店舗1日あたり 中小企業等 売上高に応じて2.5～7.5万円
大企業 売上高減少額の4割(上限20万円※)

<参考>協力金の算定方法 ※20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額

		前年度又は前々年度の1日あたり売上高		
		～約8.3万円	約8.3万円～25万円	25万円～
中小企業・個人事業主 (売上高方式)	日額	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日あたりの売上高の3割)	7.5万円/日
大企業 (売上高減少額) ※中小企業等においてもこの方式を選択可	日額	前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4 (上限:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額)		

お問い合わせ先

【山口県時短要請・協力金相談窓口】

電話番号: 8月29日(日)まで 083-933-2529

8月30日(月)以降 0120-675-124

受付時間: 9時～17時(8月29日(日)までは、土日も開設しています)

虚偽申請・不正受給は犯罪です。軽い気持ちで不正すると、重大な犯罪になる可能性がありますので、くれぐれも適正な申請をお願いします。

提出書類	<p>1 <u>申請書、誓約書、店舗ごとの協力金計算書</u></p> <p>2 <u>代表者の本人確認書類の写し</u></p> <ul style="list-style-type: none">・運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、保険証の写し等 <p>3 <u>通帳の写し</u></p> <ul style="list-style-type: none">・申請書に記載した協力金振込先口座情報が分かる通帳等の写し(表紙と見開き1ページ目) <p>4 <u>飲食業売上高等を確認できる書類</u></p> <p>① <u>確定申告書の写し</u></p> <ul style="list-style-type: none">・申請額の算出に用いた、令和元年又は令和2年の8月・9月が属する年度分のもの ※税務署の收受印又は税理士の証明印があるもの 【法人】「法人税確定申告書別表一」、「法人事業概況説明書(1枚目及び2枚目)」 【個人事業主】「確定申告書B第一表」 「青色申告決算書又は収支内訳書(いずれも1枚目及び2枚目)」 <p>② <u>売上台帳等の写し</u></p> <ul style="list-style-type: none">・申請額の算出に用いた、令和元年又は令和2年の8月・9月の飲食部門の売上高が分かる売上台帳等の写し・(売上高減少額方式により支給申請を行う場合)令和3年の8月・9月の飲食部門の売上高が分かる売上台帳等の写し <p>(注)協力金の申請額の算定において、売上高方式を採用し、1日当たり給付額を下限額(2.5万円/日)で申請する場合は、4-①、②はいずれも提出不要です。</p> <p>5 <u>通常の営業実態等が分かる写真、資料等</u></p> <ul style="list-style-type: none">○食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し○通常の営業時間が分かる書類(メニュー・パンフレットの写し、店内表示の写真等)○屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施等が分かる店舗の外観・内覧写真 <p>6 <u>営業時間短縮又は休業の状況が分かる写真、資料等</u></p> <ul style="list-style-type: none">○営業時間短縮又は休業に関するチラシの店舗内外への掲示状況が分かる写真
------	---

申請期間	令和3年9月13日(月)から令和3年10月29日(金)まで
------	-------------------------------

申請方法	郵送で提出してください。 ※申請様式等については準備中ですのでお待ちください。(9月上旬県HPに掲載予定) 申請の手引きを熟読の上、必要書類を整え申請してください。
------	--

問合せ先	【山口県時短要請・協力金相談窓口】 電話番号: 8月29日(日)まで 083-933-2529 8月30日(月)以降 0120-675-124 受付時間: 9時~17時(8月29日(日)までは、土日も開設しています)
------	---